

## 加入者名(社名)変更の留意事項

加入者名(社名)変更の場合、以下の手続きが必要です。

### 【個人事業主の方】

次に該当するときは加入者名称変更の手続きが必要です。

加入者が死亡し、承継(相続)するとき
結婚等で名前が変わったとき

次に該当するときは新たに加入が必要です。

「個人事業」から「法人」に移行するとき
---------------------

### 【法人の方】

次に該当するときは加入者名称変更の手続きが必要です。

現在の会社が、合併や分割で新会社となる場合で、新会社にて別組織に契約を承継するとき
会社名や支店名等を変更したとき

### ◆収集運搬業者・処分業者の方への注意事項◆

固有番号(許可番号の下6桁)が変更したときは、新規加入が必要です。加入者名(社名)変更には該当しません。

